

市第 102 号議案

横浜市事務分掌条例の一部改正

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中

「 温暖化対策統括本部

- (1) 地球温暖化対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

デジタル統括本部

- (1) デジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

政策局

」

を

「 脱炭素・GREEN × EXPO推進局

- (1) 脱炭素化に係る政策の総合的な企画、調整及び推進に関する事項

- (2) GREEN × EXPO 2027 及び旧上瀬谷通信施設地区に関する事項

政策経営局

」

に、

「(5) 他の局の主管に属しない事項」
を

「(5) 他の局の主管に属しない事項
デジタル統括本部

- (1) デジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項」

に、

「 環境創造局

- (1) 環境の創造及び保全に関する総合的な企画、調整及び実施に関する事項」

を

「 みどり環境局

- (1) 公園、みどり及び農に関する事項
(2) 環境の保全に関する事項

下水道河川局

- (1) 下水道及び河川に関する事項」

に改め、「(2) 河川に関する事項」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(横浜国際港都建設審議会条例の一部改正)

- 2 横浜国際港都建設審議会条例（昭和39年 6 月横浜市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「政策局」を「政策経営局」に改める。

(横浜市環境創造審議会条例の一部改正)

- 3 横浜市環境創造審議会条例（平成 6 年 6 月横浜市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「環境創造局」を「みどり環境局」に改める。

提 案 理 由

市民の暮らしの充実を図り、及びその安心を確保するとともに、将来の横浜の活力を最大限に高める執行体制を確立する等のため、横浜市事務分掌条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市事務分掌条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（統括本部及び局の事務分掌）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。

温暖化対策統括本部

- (1) 地球温暖化対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

デジタル統括本部

- (1) デジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局

- (1) 脱炭素化に係る政策の総合的な企画、調整及び推進に関する事項

- (2) GREEN×EXPO 2027 及び旧上瀬谷通信施設地区に関する事項

政策経営局

政策局

（省略）

デジタル統括本部

- (1) デジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

（省略）

環境創造局

- (1) 環境の創造及び保全に関する総合的な企画、調整及び実施に関する事項

みどり環境局

(1) 公園、みどり及び農に関する事項

(2) 環境の保全に関する事項

下水道河川局

(1) 下水道及び河川に関する事項

(省略)

道路局

(1) 道路に関する事項

(2) 河川に関する事項

(省略)

横浜国際港都建設審議会条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段 改正案}}{\text{下段 現 行}} \right)$

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、政策経営局において処理する。
政策局

横浜市環境創造審議会条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段 改正案}}{\text{下段 現 行}} \right)$

（庶務）

第11条 審議会の庶務は、みどり環境局において処理する。
環境創造局